

上天草市SDG s 推進ロゴマーク制作等業務委託仕様書

1 業務名

上天草市SDG s 推進ロゴマーク制作等業務

2 事業期間

契約締結の翌日から令和5年1月16日まで

3 事業目的

本市においては、2022年度SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業に選定され、これを機に地方創生の推進をさらに加速させることとしている。この推進に当たっては、市民をはじめ、企業等の協力は必須であり、本市が一体となって取り組んで行くためにフラッグシップとなる本市独自のSDG s のロゴマークは必要不可欠である。また、本市のSDG s の取組を市外へ発信する際にもロゴマークは、PRツールとして有用なものである。

そこで、本業務は、本市のSDG s の取組等を市内外へ情報発信する際のシンボルとなるSDG s の本市のオリジナルロゴマークを制作するものである。

4 業務内容

(1) ロゴマークの制作

SDG s 推進において統一的に使用するシンボルマークとロゴタイプを組み合わせたロゴマークを、適宜、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）と協議しながら制作すること。

なお、ロゴマーク制作に当たっては、次のアからオに留意すること。

ア シンボルマークは、SDG s の17のゴールの色を使用し、本市をイメージできるようなデザインとすること。

イ 使用する17色は、国際連合広報センターが作成したロゴ使用のためのガイドラインに従うこと。

ウ ロゴマークは、胸章、名刺、ポスター及びSDG s 啓発チラシなど様々な活用を想定しており、この活用を考慮したデザインとすること。

エ ロゴタイプには、「SDG s」の文字を使用すること。また、デザイン性を考慮し、ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットなどを使って上天草市名を入れること。

オ ロゴマークのデザインは、オリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

カ ロゴマークは、本業務受託者決定後、おって市民等に選定していただくこととしていることから、提案時のデザイン案を含め3点以上のタイプ別の提案を行うこと。

(2) ロゴマーク使用にあたってのガイドラインの作成

決定したロゴマーク等を上天草市役所職員又は上天草市役所職員以外の者が使用するに当たってのガイドラインを作成すること。

また、ガイドラインの作成に当たっては、次のアからキの項目を参考に整理すること。

なお、ここに示す項目以外にガイドラインに必要となる項目については、追加しても構わない。

- ア ロゴマーク表示色の指定（カラー・モノクロ含む）
- イ シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ
- ウ ネガティブ（反転）表示パターン
- エ 余白（アイソレーションエリア）の設定
- オ 表示色と背景色の関係
- カ 最小使用サイズの設定
- キ 禁止事項の設定

（3）ロゴマーク制作協議

ロゴマーク制作に当たっては、記「5」のとおり、短期間での制作となることから、主管課とは連絡を密にし、随時打合せを行いながら進めること。

なお、打合せ内容については、その内容について議事録を作成し、打合せの日から起算して10以内（10日目が閉庁日に当たる場合は翌開庁日）に主管課に提出すること。

5 本業務スケジュール

ロゴマークを作成後、ポスター、パンフレット等の発注を予定していることから、本事業については、以下のスケジュールを目安に実施するものとする。

なお、あくまで目安であり、実際の事業スケジュールについては主管課と協議するものとする。

令和4年11月 ロゴマーク案の作成

令和4年12月 市民等によるロゴマークの選定（選定方法については整理中）

令和5年1月 ロゴマークの公表

6 納入成果物

（1）提出期限

令和5年1月16日（月）

（2）納入成果物

ロゴマーク案の3点、ガイドライン、完了報告書

（3）納品方法

ア AIデータ及びPDFデータ形式の印刷用原稿データでCD-R等電子媒体で納品すること。また、ガイドラインについては、製本したものを1部提出すること。なお、制作したロゴマーク等は、JPEG、GIF、PNGのいずれかの画像形式データでも提出すること。

イ 完了報告書はCD-R等電子媒体で提出すること。

7 検査

完了検査は、記「6」の成果物により実施する。

8 特記事項

(1) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本市の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 権利義務の譲渡等

本市の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(3) 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承諾を受けること。

また、本業務で再委託を予定している場合は、企画提案書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）ために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

9 個人情報保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 業務実施上の留意事項

(1) ロゴマーク等の制作に当たっては、主管課と協議の上、必要な修正を行うこと。

(2) 制作検討、連絡調整のため、主管課との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、主管課と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は、業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- (4) 本業務の実施にあたっては、個人情報保護の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

1.1 著作権等

- (1) 受託者の制作作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず本市は一切の責任を負わない。
- (2) 受託者は第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものであることを保証すること。また、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うこと。
- (3) ロゴマーク等の成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。また、受託者は成果物に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、本市がロゴマーク等の成果物の商標・意匠の出願・登録をすることを認めること。
- (5) ロゴマーク等の成果物は、本市が必要と判断する目的に利用できるとともに、本市が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (6) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
- (7) 受託者は、採用作品の一部修正・翻案を本市に認めることとする。
- (8) 受託決定後に第三者の権利を侵害していることが発覚した場合は、その時点で委託及び作品の採用を取り消すことがある。

なお、第三者から採用作品に関して権利侵害や損害賠償等の主張がなされた場合、受託者の責任と費用負担のもとに解決することとし、本市は一切の責任を負わない。また、採用作品に関して本市が被害を受けた場合は、損害を賠償するものとする。

1.2 その他

- (1) 事業の詳細、遂行及び仕様書に定めのない事項については、その都度、主管課と十分に協議の上、進めていくこと。
- (2) 事故及びトラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、主管課に報告すること。